

診療行為コード	省略漢字名称	変更区分	訂正箇所	訂正前	訂正後	備考
101110060	初診料（文書による紹介がない患者）（同一日複数診療科受診）	3（新設）		新設		【令和4年10月1日から適用】 令和4年3月31日付け基補発0331第3号 「労災診療費算定基準の一部改定に伴う運用上の留意事項について」に基づき新設